

報道関係者 各位

令和2年12月18日

【照会先】

雇用環境・均等局

職業生活両立課 佐藤、安部

(代表電話) 03(5253)1111

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の対象期間の延長及び申請期限等について

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆さんを支援するため、小学校休業等対応助成金・支援金制度を設けています。

本制度について、今後、以下のとおりとする予定ですので、お知らせいたします。詳細については、あらためて公表いたします。

① 対象となる休暇等の取得期間

今後、令和3年3月末まで延長する予定です。

② 申請期限

以下のとおりとする予定です。（下線部が新規のお知らせ）

- 令和2年2月27日～9月30日までの休暇分：令和2年12月28日
ただし、助成金については、やむを得ない理由があると認められる場合
(※)は、申請期限経過後に申請することが可能です。

※Ⅰ. 労働者からの下記③の労働局の特別相談窓口への「(企業に)この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合

Ⅱ. 労働者が下記③の労働局の特別相談窓口へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

- 令和2年10月1日～12月31日までの休暇分：令和3年3月31日
- 令和3年1月1日～3月31日までの休暇分：令和3年6月30日

③ 特別相談窓口の設置期間の延長

小学校休業等対応助成金に関する相談に対応するため、「小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口」を、全国の都道府県労働局に設置しています。この設置期間を、令和3年3月31日まで延長します。

<問い合わせ先> 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
電話：0120-60-3999
受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）

【添付資料】 [小学校休業等対応助成金の活用方法と相談窓口のご案内（リーフレット）](#)

<参考：厚生労働省HP>

・助成金の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

・支援金の概要 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html